○中部地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間
二十一号及び四十一号	美濃加茂市古井町下古井字大脇二六一〇番一から同市古井町下古井字塚原二五八七番一四まで

供用開始の期日	平成二十四年三月三十日
図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間
四十二号	熊野市大泊町字丸山四五八番五から同市大泊町字立石ナメラ四二五番二まで

供用開始の期日	平成二十四年三月三十日十二時
図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間
百五十六号	郡上市大和町剣字久保野一八五八番一から同市大和町剣字歩岐尻一九二八番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日	平成二十四年三月三十日
図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市西区浅間一丁目二〇一番から同市西区新道一丁目一〇一番まで	前	六〇・三三～七六・九九メートル	〇・〇四四キロメートル
	後	五六・七四～七四・八二メートル	〇・〇四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊賀市西明寺字鉄砲塚一六六三番一から同市西明寺三二二七番一まで	前	四九・二〇～五五・〇〇メートル	〇・四三五キロメートル
	後	二〇・〇〇～四二・〇〇メートル	〇・四三五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
御殿場市仁杉字水口八三七番四から同市仁杉字中畑ケ七一二番一まで	前	一三・〇〇～一九・〇〇メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	一四・〇〇～二一・〇〇メートル	〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
美濃市字梅山一五九〇番一から同市字梅山一六一四番六まで	前	九・六〇～三一・五〇メートル	〇・一八四キロメートル
	後	一一・六〇～二八・二〇メートル	〇・一八四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市緑区相原郷二丁目二〇〇九番から同市緑区相原郷二丁目二〇一〇番まで	前	六〇・〇〇～六〇・〇〇メートル	〇・〇〇五キロメートル
	後	六〇・〇〇～七三・二三メートル	〇・〇〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所